

宝塚市地域強靱化計画【第2期】

TAKARAZUKA CITY NATIONAL REINFORCEMENT REGIONAL PLAN

～強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくり～

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の目的と位置づけ | 1 |
| 第1節 宝塚市地域強靱化計画の策定の目的 | 1 |
| 第2節 宝塚市地域強靱化計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係 | 2 |
| 第4節 計画期間 | 3 |
| 第5節 SDGs | 3 |
| 第6節 計画管理 | 4 |
| 第2章 宝塚市の地域強靱化の基本目標 | 5 |
| 第1節 基本目標 | 5 |
| 第2節 事前に備えるべき目標 | 5 |
| 第3節 地域強靱化を進める上での基本的な方針 | 6 |
| 第3章 宝塚市の特性 | 7 |
| 第1節 位置 | 7 |
| 1 位置 | 7 |
| 2 緯度、経度 | 7 |
| 3 隣接市町 | 7 |
| 第2節 面積、広がり及び標高 | 7 |
| 第3節 地形、地質 | 8 |
| 第4節 河川 | 9 |
| 第5節 気象 | 9 |
| 第4章 本市における大規模自然災害被害想定 | 10 |
| 第1節 市役所直下を震源とする内陸直下型地震被害想定 | 10 |
| 1 想定地震による被害想定上の前提条件 | 10 |
| 2 物的被害 | 10 |
| 3 人的被害 | 11 |
| 4 南海トラフ巨大地震の被害想定（兵庫県全体） | 11 |
| 第2節 風水害等 | 12 |
| 1 浸水害 | 12 |
| 2 土砂災害 | 14 |
| 第5章 リスクシナリオと脆弱性の評価 | 15 |
| 1 起きてはならない最悪の事態の設定 | 15 |
| 2 リスクシナリオに係る脆弱性評価 | 17 |

| | | |
|-----|--|----|
| 目標1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。 | 17 |
| 目標2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 | 22 |
| 目標3 | 必要不可欠な行政機能は確保する。 | 28 |
| 目標4 | 経済活動を機能不全に陥らせない。 | 29 |
| 目標5 | 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 30 |
| 目標6 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する .. | 33 |
| 第6章 | 具体的な取組の方針 | 36 |
| 1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。 | 36 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 | 38 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する。 | 40 |
| 4 | 経済活動を機能不全に陥らせない。 | 41 |
| 5 | 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 | 42 |
| 6 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。 ... | 44 |
| 第7章 | 計画の推進と進捗管理について | 46 |
| 第1節 | 計画の推進 | 46 |
| 第2節 | 総合計画の施策分野との相関（マトリクス） | 46 |
| 第3節 | 計画の進捗管理（別表） | 58 |
| 第8章 | 地域強靱化に向けた交付金・補助金の活用 | 58 |

第1章 計画策定の目的と位置づけ

第1節 宝塚市地域強靱化計画の策定の目的

宝塚市では、これまで地域防災計画の「計画本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」を毎年の宝塚市防災会議において改定するとともに、「避難情報の判断・伝達マニュアル」「避難所運営マニュアル」などを適宜見直し、コミュニティ単位の「地区防災計画」作成の支援を行うなど、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策を総合的に取組んできました。

一方、国においては、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が閣議決定され、国土の防災力向上の取り組みが進められてきました。兵庫県においても平成28年1月「兵庫県強靱化計画」が策定され、国と地方が丸となって大規模災害に備えた地域づくりを推進してきました。

また、令和5年7月に新たな基本計画が閣議決定され、必要な施策の柱を「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「災害時における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」の5つが明示されたうえで、施策ごとの推進方針が示され、地域計画の羅針盤として、より住民に身近な単位で作られる国土強靱化地域計画の具体的な施策展開が求められたうえで、令和5年10月に通知された国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）では、地域計画は、国家レベルでは捉えることが困難な地域特性を踏まえる一方、基本計画との調和が必要であり、各府省庁による助言等の支援を行うとともに、地域計画の実効性を確保し、地域の強靱化が着実に進むよう、地域計画に明記された取組に対する支援の重点化等を図る、として記載されました。

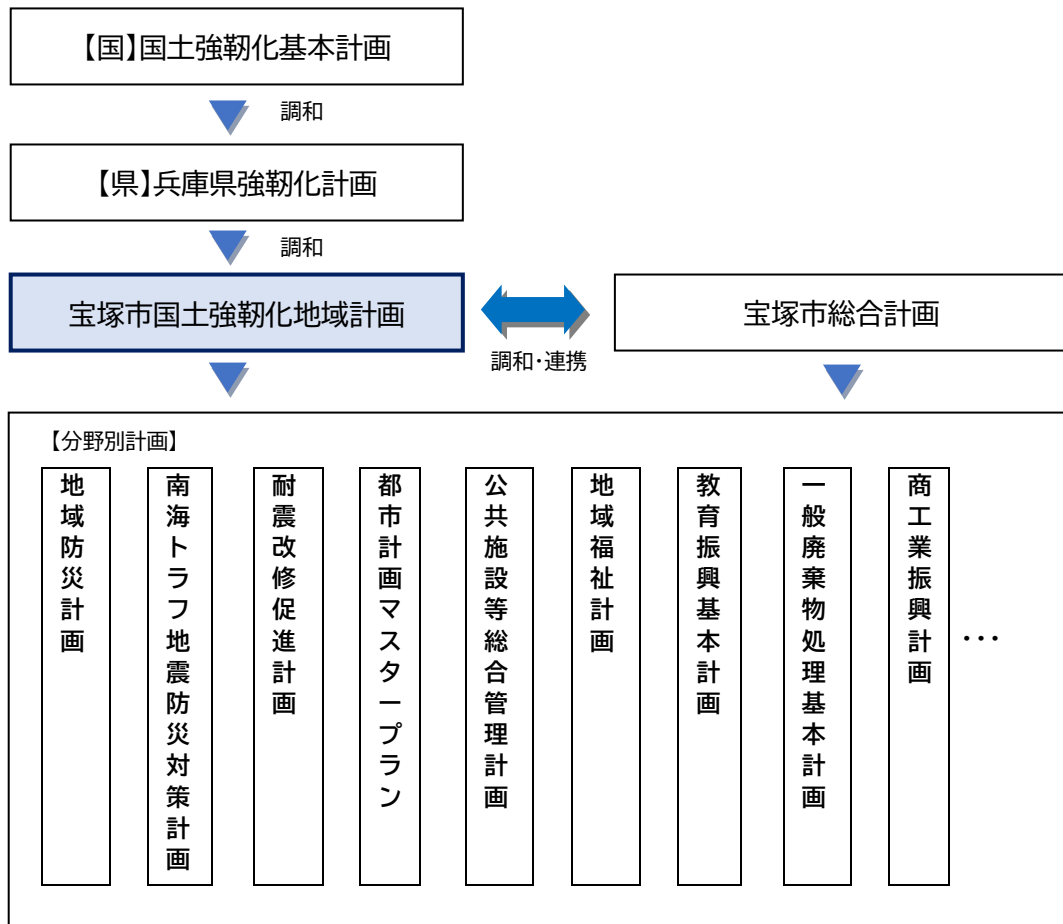
さらに基本計画に基づく施策実施に関する法定計画として、令和7年6月に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画（令和8年～令和12年）では、気候変動、巨大地震の強大化に対してインフラの老朽化による「災害外力・耐力の変化」、人口減少や少子高齢化による「社会状況の変化」、併せて人材確保への対応と革新的技術の活用を図る「事業実施環境の変化」の3つの観点から、施策間連携の強化を踏まえた横断的でフェーズフリーな取組の施策と予算規模が示されました。

宝塚市においても、基本法及び基本計画の方針と併せ、国が掲げる実施中期計画の施策を踏まえつつ、南海トラフ地震の被害想定をはじめとする激甚化災害に備えるため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるための取り組みをまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靱化を推進していくための「宝塚市地域強靱化計画」を策定し、災害に強く強靱なまちづくりの更なる推進を目指すものです。

第2節 宝塚市地域強靱化計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき、国の基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保つ計画としています。

また、本市の宝塚市総合計画等の基本的な考え方と整合を図ったうえで、各分野別計画における国土強靱化に関する指針となるものです。両計画の検討、進捗管理等を一体的に行うことにより、効率的・効果的な取組につなげる必要があります。



第3節 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係を以下のように整理しています。国土強靱化地域計画は、平常時におけるあらゆる災害リスクに対する備えを整理した計画で、地域防災計画は特定の災害に対する発災前、発災時、発災後における対応を整理した計画です。

災害予防、応急体制整備、防災に関する体制整備については、両計画に共通していますが、国土強靱化地域計画は、社会経済システムの強靱化に関する施策を含む一方、地域防災計画は、特定の災害に対する応急、復旧・復興を含む点が異なります。

| | 国土強靱化地域計画 | 地域防災計画 |
|---------|---|--------------------------------|
| 検討アプローチ | あらゆるリスクを想定し、最悪の事態（リスクシナリオ）に陥ることを回避するための施策 | 地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を検討 |
| 施策内容 | 社会経済システムの強靱化に向けた、リスクシナリオを回避するための施策 | 予防、応急、復旧復興のための施策や組織体制 |
| 施策の対象 | 発災前 | 発災前、発災時、発災後 |
| 根拠法 | 国土強靱化基本法 | 災害対策基本法 |

第4節 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第5節 SDGs

平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs＝Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。SDGsは、「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指すための国際目標であり、環境の保護や貧困の撲滅、ジェンダーの平等などの包摂性のある17のゴール・169のターゲットを設定しています。

また、前身のミレニアム開発目標（MDGs＝Millennium Development Goals）とは異なり、途上国だけでなく、全ての国連加盟国、地域が取り組むべきものとされており、これを受け、様々な取組が世界各地で進められています。我が国においても、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本計画においても、DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調を目標に施策を推進していきます。



第6節 計画管理

地域計画は、「地域の強靱化」という『幅広い分野』に及ぶ施策にかかる『最上位計画』（アンブレラ計画）であることから、地方公共団体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と一体的に検討・推進することが求められるため、企画経営部とも連携を密にしながら、本計画の進行管理及び見直しについては、宝塚市都市安全全部総合防災課を事務局として他部局と調整することとします。

第2章 宝塚市の地域強靱化の基本目標

国の基本計画、県地域計画を踏まえつつ、宝塚市総合計画における安全・都市基盤では、本市の目指す姿として、「～災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり～」と定めています。

また、阪神・淡路大震災で得た経験と教訓を継承していくなかで、近年の大規模地震や豪雨災害などの課題を踏まえ、近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えていかなければなりません。南海トラフ地震防災対策推進基本計画も踏まえ、引き続き総合的な防災体制を強化し、多様な主体の参画を得ながら、市民の力を結集して災害に強く、安全で安心なまちを目指すため、以下の4項目を基本目標とします。

第1節 基本目標

- 1 人命の保護を最大限図ること。
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- 4 迅速に復旧復興すること。

第2節 事前に備えるべき目標

大規模自然災害を想定して、基本目標を具体化した以下の6項目を「事前に備えるべき目標」とします。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する。
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない。
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら強靱化に取り組むこととします。

1 市民等の主体的な参画

市民、事業所等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市、市民、事業所、地域コミュニティ、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進する。

2 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心掛ける。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、公園や河川敷のような景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効に活用される対策になるよう工夫する。

3 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施設等の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を縮減できるよう、効率的に施策を推進する。

4 広域連携の取組

関西広域連合、兵庫県、周辺市町との広域連携強化を進める。

5 地域特性に応じた施策の推進

国際観光都市としての地域特性を踏まえ、観光客、女性、高齢者、子ども、障害（がい）者、外国人、性的マイノリティ等の多様な人々に十分配慮して施策を講じる。

また、被災した市民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備える。

第3章 宝塚市の特性

第1節 位置

1 位置

本市は、阪神都市圏の中央背後部に位置し、兵庫県中北部方面への玄関口になっています。県庁所在地である神戸市の中心部へ約15km、関西経済圏の中心である大阪市から約15kmの圏内です。

2 緯度、経度

宝塚市役所（東洋町1番1号）の緯度、経度は次のとおりである。

| | |
|----|----------|
| 東経 | 135° 21' |
| 北緯 | 34° 47' |

3 隣接市町

本市の隣接市町は、次のとおりである。

| | |
|---|-------------|
| 東 | 川西市 |
| 西 | 神戸市、西宮市 |
| 南 | 西宮市、伊丹市 |
| 北 | 三田市、川辺郡猪名川町 |

第2節 面積、広がり及び標高

本市の面積、広がり及び標高は、次のとおりです。

| 面積 | 広がり | | 標高 | |
|-----------------------|--------|--------|-------------------------|-------------------------|
| | 東西 | 南北 | 最高地点 (小林字西山 19番地) | 最低地点 (高司4丁目 80番地) |
| 101.89km ² | 12.8km | 21.1km | 591.0m | 18.1m |

第3節 地形、地質

本市の地形は、北部の北摂山地や西南部の六甲山地、武庫川左岸の伊丹台地、武庫川右岸の六甲山南東麓台地及びその間の武庫川低地に区分できます。

また、地質は、六甲山地が中生代白亜紀後期に貫入した花崗岩類、北摂山地は古生層（丹波層群）や花崗閃緑岩、六甲山地南東台地が新生代第三紀末から更新世にかけての大阪層群や段丘堆積物から構成され、山麓部や伊丹台地、谷底平野沿いには段丘堆積物や崖錐堆積物が分布し、武庫川沿いの低地の大部分は未固結の扇状地堆積物や沖積層から構成されます。

| 地形区分 | 特徴 |
|----------|--|
| 北摂山地 | <ul style="list-style-type: none"> ・市域の北部大半を占める標高300～500m程度の小起伏山地 ・主に中生代白亜紀の流紋岩類で構成される ・市域でも多くのゴルフ場が造成されている ・山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害警戒区域に指定されている地域が散在する ・山地の中央付近には十万辻断層がある |
| 六甲山地 | <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市との境界付近に部分的に分布する標高450～700m程度の中起伏山地 ・主に中生代白亜紀の花崗岩類で構成される ・特に山地境界付近には土砂災害警戒区域が集中的に指定されている ・有馬－高槻断層帯の一部を構成する六甲断層、清荒神断層等の活断層がある |
| 伊丹台地 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市北部の境界付近から摂丹山地との境界までの部分に相当する猪名川・武庫川が形成した河成段丘 ・台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高く、土砂災害警戒区域に指定されている地域がある ・摂丹山地との境界付近に有馬－高槻断層帯がある |
| 六甲山南東麓台地 | <ul style="list-style-type: none"> ・六甲山地の南東部に位置する標高50～300m程度の台地 ・主に新生代第三紀末から第四紀更新世にかけての大阪層群で構成される ・武庫山、逆瀬台、青葉台、光ガ丘、千種等の大規模宅地造成地がある ・台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高い |
| 武庫川低地 | <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚付近（標高約35m）から下流部にのびる沖積低地で、武庫川左岸の小浜や右岸の高司付近にわずかに広がるのみである ・かつては武庫川の旧河道が明瞭にみられたが、現在それらの大部分は盛土による平坦化地となっている ・河川氾濫等の洪水リスクが高く、武庫川浸水想定区域に指定されている地域がある |

第4節 河川

本市の河川は、1級河川、2級河川、準用河川及び普通河川からなり、流域には人口資産が集中していることから、県・市が河川改修事業などの災害対策を進めています。

| | |
|------|--|
| 1級河川 | 最明寺川 (1,400) |
| 2級河川 | 武庫川 (5,400)、仁川 (1,900)、小仁川 (1,650)、羽束川 (1,500)、天王寺川 (900)、天神川 (1,200)、勅使川 (1,080)、足洗川 (530)、大堀川 (3,687)、逆瀬川 (2,072)、支多々川 (1,580)、荒神川 (988)、亥の谷川 (620)、一後川 (958)、波豆川 (2,500)、佐曾利川 (3,435) |
| 準用河川 | 長谷川 (100)、大原野川 (2,530)、炭谷川 (420) |

(市域内の長さ：m)

第5節 気象

本市の南部地域の気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は、15℃～17℃と比較的温和です。

年間降水量は、平均約1,450mm、年間の晴天日数は平均216日となっています。

また、風速も年間を通してみると弱く、風向は北北西が最も多くなっています。

北部地域は、内陸性気候で温度差が激しいことが特徴です。

第4章 本市における大規模自然災害被害想定

本市で想定される大規模災害は、地震、水害、風害など各種自然災害等が考えられる。本計画の被害想定については、兵庫県が想定し、宝塚市地域防災計画に記載する「市役所直下を震源とする内陸直下型地震」及び「風水害」とします。

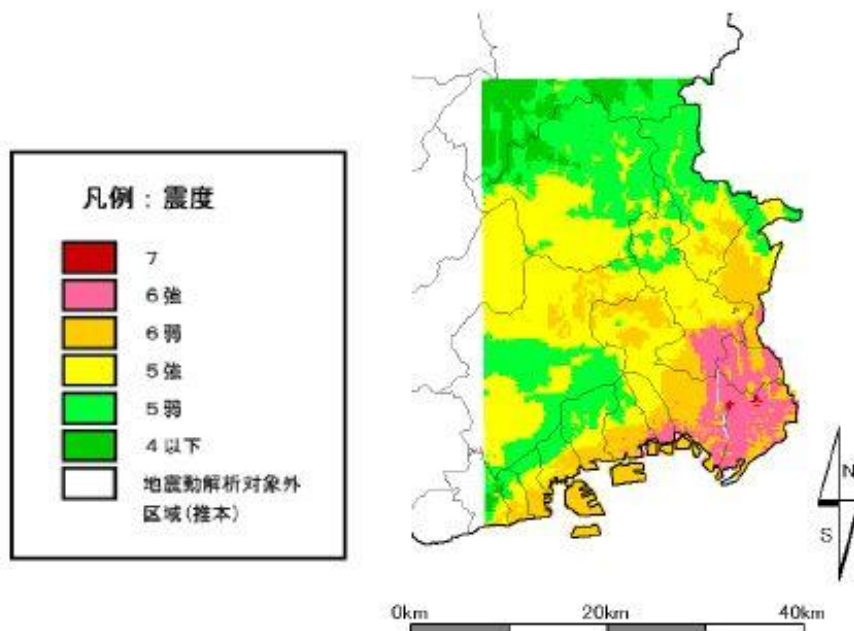
なお、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、国が新たに示す南海トラフ巨大地震に係る極めて広域的な被害想定への対策が必要です。

第1節 市役所直下を震源とする内陸直下型地震被害想定

1 想定地震による被害想定上の前提条件

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 想定した断層の諸元 | 断層の名称 | 想定される伏在断層 |
| | 地震のマグニチュード | 6.9 |
| | 断層の長さ | 17.0km |
| | 断層上端の深さ | 4.0km |
| | 震源の位置 | 市役所直下 |

【図】震度想定図



2 物的被害

| 揺れ | | 液状化 | 火災 |
|---------|---------|------|------|
| 全壊棟数 | 半壊棟数 | 全壊棟数 | 焼失棟数 |
| 2, 432棟 | 8, 436棟 | 136棟 | 47棟 |

3 人的被害

| 建物倒壊（冬早朝5時） | | | 火災(焼死者数)(冬夕方18時) | | 建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数 |
|-------------|--------|------|------------------|----------|-----------------------|
| 死者数 | 負傷者数 | 重傷者数 | 風速6m/s未満 | 風速6m/s以上 | |
| 152人 | 1,750人 | 165人 | 3人 | 6人 | 24,348人 |

※重傷者は負傷者の内数

4 南海トラフ巨大地震の被害想定（兵庫県全体）

建物の被害

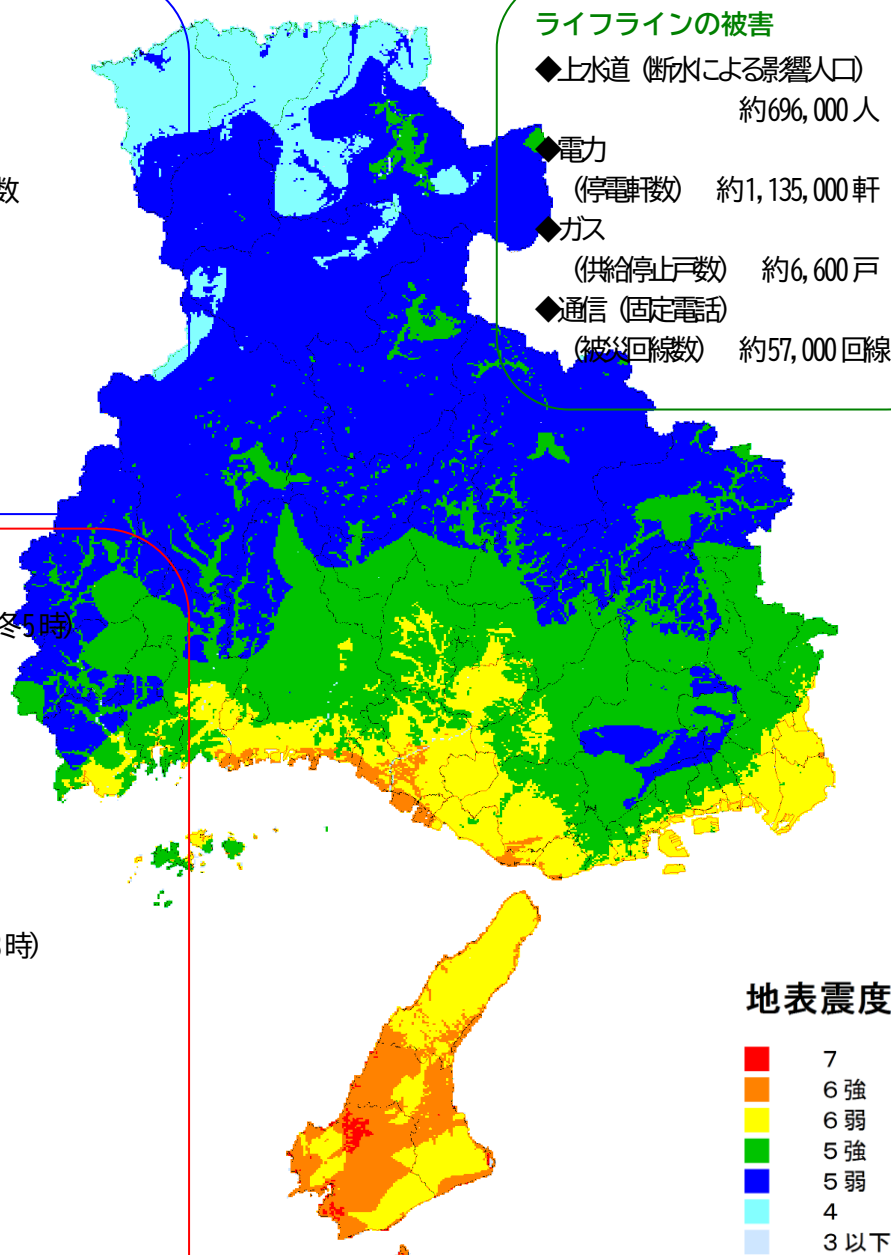
- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約32,000棟
(半壊) 約109,000棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約270棟
(半壊) 約640棟
- ◆火災による焼失棟数
(冬18時) 約2,200棟
- ◆津波による建物倒壊棟数
(全壊) 約3,000棟
(半壊) 約32,500棟

ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口) 約696,000人
- ◆電力(停電軒数) 約1,135,000軒
- ◆ガス(供給停止戸数) 約6,600戸
- ◆通信(固定電話)(被災回線数) 約57,000回線

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約1,900人
(負傷者) 約24,400人
(重傷者) 約2,900人
- ◆がけ崩れによる死傷者数
(死者) 約20人
(負傷者) 約30人
(重傷者) 約10人
- ◆火災による焼死者数(冬18時) 約263人
- ◆津波による死傷者数
(死者) 約28,000人
(負傷者) 約14,200人
(重傷者) 約4,800人
- ◆避難者数(夏12時) 約169,000人
- ◆帰宅困難者数 約591,000人



地表震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱
- 4
- 3以下

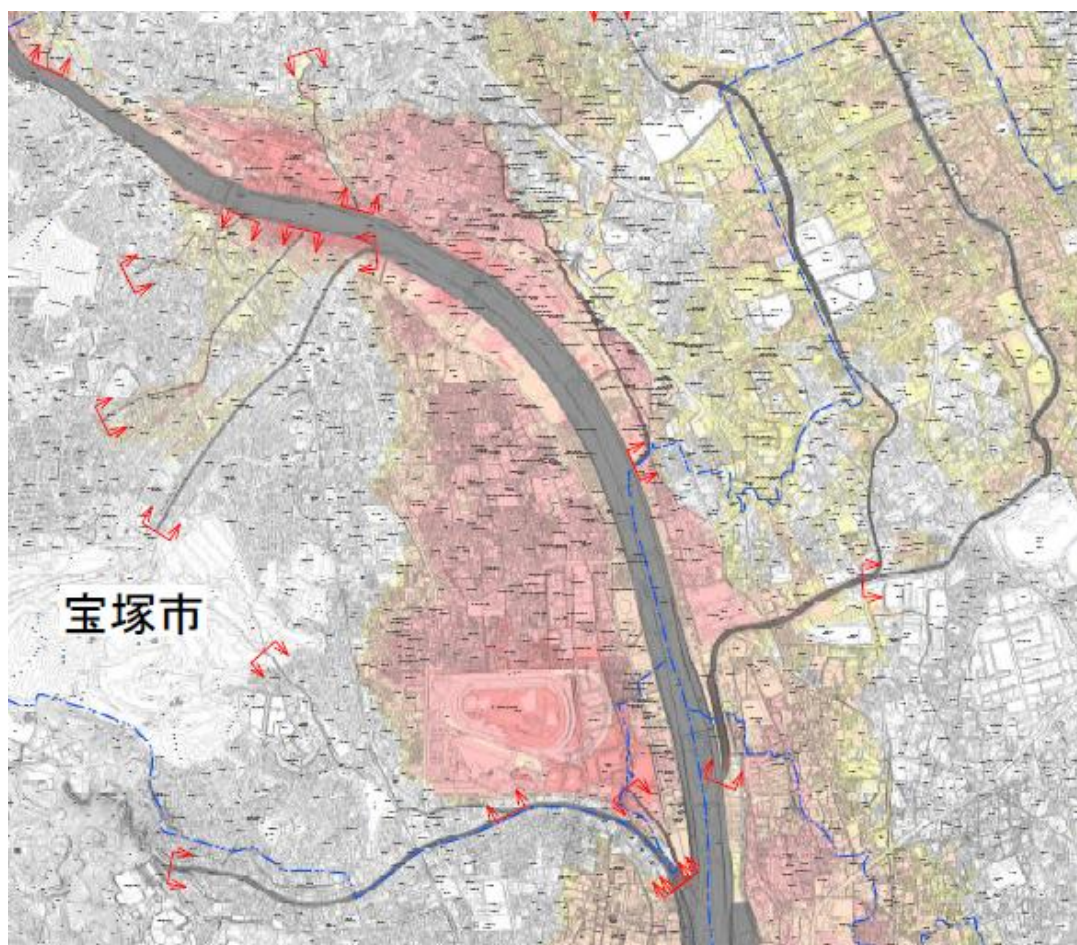
第2節 風水害等

1 浸水害

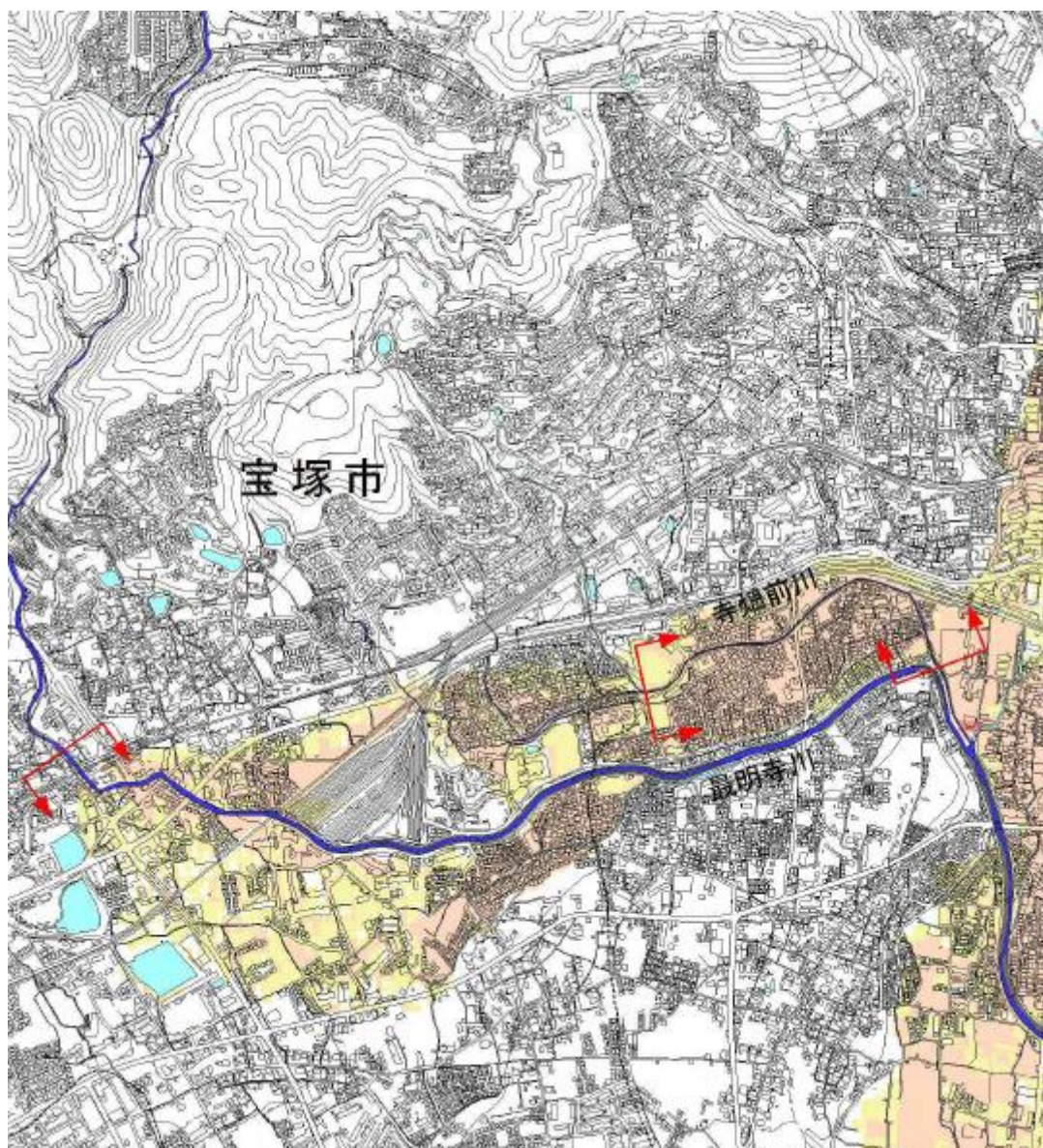
洪水浸水想定区域とは、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深等を示しています。

| 水系名 | 対象河川 | 雨量条件 |
|-------|--|--------------|
| 武庫川水系 | 武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、荒神川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川 | 24時間総雨量511mm |
| 淀川水系 | 最明寺川 | 9時間総雨量380mm |

【武庫川水系】



【淀川水系】



【凡例】

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上3m未満の区域
- 3m以上5m未満の区域
- 5m以上10m未満の区域
- 10m以上20m未満の区域

兵庫県「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」より一部抜粋

2 土砂災害

土砂災害の多くは、台風や前線等による豪雨に誘発されるものが多く、近年、都市化の進展に伴う土地利用の変化等によって、土砂災害の発生が目立っています。平成26年8月の豪雨において広島市では大規模な土砂災害の被害が発生しています。

本市では、平成9年に土砂災害による人的被害も発生しています。また、大雨による土砂災害とともに、阪神・淡路大震災では、六甲山系等で地震による土砂災害も発生しているため、今後も警戒が必要です。

○土砂災害警戒区域・・・土石流等が発生した場合に、人家が存在し、若しくは将来住宅等が新規に立地する可能性があると考えられ、住民等の生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（通称：イエローゾーン）

宝塚市内における土砂災害警戒区域の指定箇所数（兵庫県令和7年6月27日時点）
市内全域 289箇所

○土砂災害特別警戒区域・・・土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（通称：レッドゾーン）

宝塚市内における土砂災害特別警戒区域の指定箇所数（兵庫県令和7年6月27日時点）
市内全域 142箇所

第5章 リスクシナリオと脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態の設定

基本計画では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されており、脆弱性評価の実施に必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の再整理が行われています。

脆弱性の評価は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した上で行うものとされており、国土強靱化基本計画及び兵庫県強靱化地域計画との調和を図るとともに、本市の地域特性を考慮したうえで、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして25項目の「リスクシナリオ」を設定します。

【表】

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---|---------------|---|
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。 | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 | 2-1 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| | 2-4 | 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| | 2-6 | 大規模な自然災害と疫病・感染症・環境汚染の同時発生による、災害対応機能の大幅な低下 |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する。 | 3-1 | 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない。 | 4-1 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | 4-2 | 有害物質等の大規模拡散・流出 |
| | 4-3 | 食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への甚大な影響 |
| | 4-4 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒 |

| | | |
|--|-----|--|
| | | 廃、多面的機能の低下 |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | 5-2 | 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 5-3 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |
| | 5-4 | 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。 | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| | 6-2 | 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 |
| | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | 6-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響 |

2 リスクシナリオに係る脆弱性評価

前記の25項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）から、施策・事業の取組状況や現状の改善に係る課題などから、維持又は推進すべき施策の分析について整理します。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|----------------------|---|
| 市有建築物の耐震化 | 地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民や利用者の安全の確保や、災害時の応急・復旧業務の継続性を確保する必要がある。 |
| 住民自治を基本に市民の防災意識の向上 | 自助・共助力の向上を図るため、市民、事業者、防災関係機関と連携を図り、避難訓練や講習会などを通じて、一過性の取組とならないよう防災意識の向上を図る必要がある。 |
| 市民防災組織の育成 | 各地区の防災活動のサポートやその活動を担う人材の育成など、自助若しくは市と協働するまちづくり協議会への支援が必要である。 |
| | 各地区の防災活動の活性化に向け、防災リーダーを育成する講習会の実施や、市民防災活動組織の支援が必要である。 |
| 液状化に関する周知・啓発 | 地震発生時に、液状化による地盤被害の軽減及び液状化被害リスクの周知・啓発により住宅や公共施設等の被害の軽減を図る必要がある。 |
| ブロック塀の点検、改修、撤去の促進 | 地震発生時に、道路通行者等の安全を確保するため、市内にある公共施設等に敷設する危険なブロック塀などの撤去等を促進する必要がある。 |
| 避難行動要支援者の支援充実 | 高齢者、障碍（がい）者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、災害時の支援体制を地域に応じて構築する必要がある。 |
| | 福祉サービス事業者等との連携・協力体制の充実を図りながら、個別避難計画の作成を進めるなど、地域における支援体制の整備を推進する必要がある。 |
| 社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 | 障碍（がい）児者や高齢者が利用する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、対災害性の強化を推進する必要がある。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 学校・保育所等の耐災害性に強化促進 | 子どもの安全を確保するため、認定こども園等の施設の耐震化整備等を推進する必要がある。 |
| 民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進 | 地震発生時に、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の民間住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 道路通行者等の安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。 |
| 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 | 地震発生時、余震等による被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図る必要がある。 |
| 大規模盛土造成地の規制とマップによる周知 | 大規模地震などに備え、大規模盛土造成地に対する規制などによって、災害の防止や被害の軽減につなげる必要がある。 大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、建物の耐震化率の向上につなげられるよう地震ハザードマップ等の普及啓発を行う必要がある。 |
| 沿道建築物の耐震化 | 自然災害発生時の物資輸送時に道路機能を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断を義務化する路線を指定するなど、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。 |
| 空家等の対策 | 適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全を確保する必要がある。 |
| 公園の適正な維持管理 | 自然災害発生時に、公園を防災拠点や避難地として安全・確実に活用できるよう、公園の各種施設について適切な維持管理を行う必要がある。 |
| 学校施設の安全対策 | 地震等災害発生時に、児童生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、安全対策を推進する必要がある。 |
| 学校における安全教育の充実 | 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるように、小中学校における実践的な安全教育・防災教育が必要である。 |
| 市町村消防の広域連携 | 自然災害発生時に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、隣接市町の消防と連携する体制を整備する必要がある。 |
| 消防団の活動強化 | 消防団を中心とした地域防災力の強化に向け、大規模自然災害に対応するため、防災資機材の充実や消防団の安定した活動を確保するなど効果的な取組を支援する必要がある。 |

| | |
|---------------|--|
| | る。 |
| 救急救命士の養成・能力向上 | <p>自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、救急救命士を計画的に養成する必要がある。</p> <p>救急救命士の処置できる特定行為が拡大されたため、緊急時に拡大された特定行為の処置ができる救急救命士の養成が必要である。</p> |

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|--------------------------------|--|
| 防災拠点の整備と避難地等の指定 | <p>地震発生後に、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民等の安全を確保し、避難することができる広域的な避難地の確保等が必要である。</p> <p>広域避難地や後方支援活動拠点として、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設指定、整備支援が必要である。</p> |
| 緊急交通路等の確保 | 災害発生時における救助、救急、消火、医療の諸活動及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施できるよう緊急交通路等を確保する必要がある。 |
| 平時の環境保全を基本に大規模火災(林野火災)発生時の体制確保 | 平時の環境保全はもとより、大規模火災(林野火災)発生時に迅速な災害対応が図れるよう、庁内の体制を確保する必要がある。 |
| 住民自治を基本に市民の防災意識の向上 | 再掲(1-1) |
| 市民防災組織の育成 | 再掲(1-1) |
| 社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 | 再掲(1-1) |
| 学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 | 再掲(1-1) |
| 防火地域等の指定維持 | 都市の不燃化を促進するため、防火地域の指定を維持する必要がある。 |
| 市有建築物の耐震化 | 再掲(1-1) |
| 空家等の対策 | 再掲(1-1) |
| 公園整備事業 | 延焼遮断空間となる防火樹林帯や避難空間となる広場の整備など、広域的な避難地確保や防災機能を強化する必要がある。 |
| 学校における安全教育の充実 | 再掲(1-1) |

| | |
|---------------|---|
| 市町村消防の広域化連携 | 再掲(1-1) |
| 消防水利の確保対策 | 地震発生時に、火災による被害を軽減するため、河川、ため池の他、自然水利や、学校のプールなど使用可能な消防水利を確保する必要がある。 |
| 消防団の活性化・機能強化 | 再掲(1-1) |
| 救急救命士の養成・能力向上 | 再掲(1-1) |

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|---------------------------|---|
| 長期湛水の早期解消 | 国や県、沿川自治体などの関係機関と連携し、社会全体で洪水に備える対策を計画的に取り組む必要がある。 |
| 風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達 | 水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断及び住民への情報伝達ができるように避難情報判断・伝達マニュアルを常に最新の状態に整備し、的確に避難情報の判断・伝達を行う必要がある。 |
| 要配慮者利用施設の避難体制の確保 | 水防法、土砂災害防止法に基づき浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の策定や訓練の実施を促進する必要がある。 |
| 治水対策 | 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を実現する必要がある。 |
| 広域避難体制の整備 | 大規模水害・土砂災害の発生に備え、広域避難タイムラインの効果的な運用が図れるよう防災関係機関や庁内各対策部と連携するとともに、市民の避難体制を確保する必要がある。 |
| 住民自治を基本に市民の防災意識の向上 | 再掲(1-1) |
| 市民防災組織の育成 | 再掲(1-1) |
| 避難行動要支援者の支援充実 | 再掲(1-1) |
| 社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 | 再掲(1-1) |
| 民間保育所等の整備 | 再掲(1-1) |
| 居住の誘導 | 宝塚市立地適正化計画に基づく居住誘導を進める必要がある。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 豪雨時の冠水対策 | 近年頻発する集中豪雨に対して、雨水貯留施設等のハード整備と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を行うことで浸水被害の軽減を図る必要がある。 |
| 下水道施設等の老朽化対策 | 道路陥没などのリスクが高い管路施設や耐用年数を迎えているポンプ場施設等の老朽化対策に取り組む必要がある。 |
| 水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策) | 洪水等による水害の警戒や、防御及び被害の軽減を行う水防活動に備えるため、必要な体制、資機材を整備し、効果的な取組を支援する必要がある。 |
| ため池の防災・減災対策 | 近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、関係機関と連携し、ため池ハザードマップの作成など防災・減災対策を総合的に取り組む必要がある。 |
| 排水機場老朽化対策 | 近年頻発する集中豪雨に対して、排水機場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら老朽化対策を進める必要がある。 |
| 雨量情報の管理 | 集中豪雨等による災害の未然防止、被害を軽減することができるように、河川・水路の水位情報を把握するため、雨量水位等に関する情報を迅速に収集する必要がある。 |
| 学校における安全教育の充実 | 再掲(1-1) |

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊など）等による多数の死傷者の発生

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|---------------------------|---------|
| 住民自治を基本に市民の防災意識の向上 | 再掲(1-1) |
| 市民防災組織の育成 | 再掲(1-1) |
| 風水害・土砂災害に関する確かな避難情報の判断・伝達 | 再掲(1-3) |
| 要配慮者利用施設の避難体制の確保 | 再掲(1-3) |
| 社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 | 再掲(1-1) |
| 民間保育所等整備等補助事業 | 再掲(1-1) |
| 居住の誘導 | 再掲(1-3) |

| | |
|---------------|--|
| 土砂災害対策 | 土砂災害から人命を守るためには、ハザードマップの作成や家屋の移転等に関する費用の一部助成などに関するソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備などのハード対策を効果的・効率的に組み合わせて実施する必要がある。 |
| | 市民に土砂災害発生リスクを周知するため、ハザードマップを市民に周知しながら、防災知識の向上に取り組む必要がある。 |
| 森林の保全 | 森林等の被害による土砂災害を防止するため、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などについての関係機関との連携が必要である。 |
| | 台風による森林内の多数の倒木により、二次災害が発生しないように倒木被害の早期復旧を図る必要がある。 |
| 学校における安全教育の充実 | 再掲(1-1) |

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|---------------------|---|
| 行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | 災害対策の中核拠点と平常時の自助・共助力の向上のための連携拠点として、行政施設の防災機能向上と情報伝達手段などをはじめとするデジタル技術の活用を図る必要がある。 |
| 防災拠点の整備と広域避難地等の確保 | 再掲(1-2) |
| 緊急交通路等の確保 | 再掲(1-2) |
| 道路施設の長寿命化 | 国が策定したインフラ長寿命化基本計画を踏まえた個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルの構築、維持管理に要するライフサイクルコストの最適化に取り組む必要がある。 |
| 道路橋梁の耐震化 | 地震発生後に、救命救助活動や支援物資の輸送を担う緊急交通路等の通行機能を確保するため、橋梁の耐震化が必要である。 |
| 道路の新設、改良、拡幅 | 必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、災害時に円滑に利用できる道路を整備する必要がある。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 迅速な道路啓開の実施 | 自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能を確保する必要がある。 |
| 水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策) | 再掲(1-3) |
| 消防庁舎の非常用発電設備整備 | 災害発生時に備え、浸水対策や停電発生時でも 72 時間以上の必要電力を確保できるよう、消防署所の非常用発電設備の改修工事を実施する必要がある。 |
| 市町村消防の広域化連携 | 再掲(1-1) |
| 緊急消防援助隊の受入体制の強化 | 自然災害発生後に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、県内消防機関や緊急消防援助隊の受入体制を確保する必要がある。 |
| 救出救助活動体制の充実強化 | 大規模自然災害時に、効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速的確な活動ができる体制の整備が必要である。 |
| 消防車両等(緊急消防援助隊設備)の更新 | 大規模自然災害時等において、効果的な消防活動を行うため、消防車両及び資器材を計画的に更新する必要がある。 |
| 消防団の活性化・機能強化 | 再掲(1-1) |
| 救急救命士の養成・能力向上 | 再掲(1-1) |

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-------------------|---|
| 防災拠点の整備と広域避難地等の確保 | 再掲(1-2) |
| 緊急交通路等の確保 | 再掲(1-2) |
| 医療体制の整備 | 病院機能の早期回復や医療関係者の確保、DMAT等の医療資源の受け入れ体制などについて計画しておく必要がある。 |
| 医薬品等の確保及び供給体制の整備 | 大規模自然災害発生時に、救護所等で必要とされる医薬品が安定的に供給されるよう、医療関係機関と連携して必要量の確保や供給体制の整備を図る必要がある。 |
| 災害時の医療救護活動 | 大規模自然災害発生時に、多数の負傷者への医療救護活動を確保できる体制を整備する必要がある。 |

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 道路の無電柱化 | 電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する必要がある。 |
| 道路施設の長寿命化 | 再掲(2-1) |
| 道路橋梁の耐震化 | 再掲(2-1) |
| 道路の新設、改良、拡幅 | 再掲(2-1) |
| 迅速な道路啓開の実施 | 再掲(2-1) |
| 救急救命士の養成・能力向上 | 再掲(1-1) |

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-------------------------------|--|
| 避難所の確保と運営体制の確立 | 新たな公共施設等整備時において、避難所としての環境整備を検討する必要がある。 |
| | スムーズな避難誘導や避難所生活の質の確保等に向け、各地区での「避難所運営マニュアル」を地区防災会と連携して作成する必要がある。 |
| 避難所外避難者等への支援 | 在宅避難者や車中泊避難者に対する支援や、支援情報を提供する必要がある。 |
| 避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 | 地域拠点の持続的な運営体制を確保する必要がある。 |
| | 市民対応や各対策部との連絡調整をより迅速に行う必要がある。 |
| 家庭動物及び愛護動物の救援 | 自然災害発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、関係機関と連携する必要がある。 |
| | 家庭動物と同行避難した被災者を、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等を把握する必要がある。 |
| 広域避難体制の整備 | 再掲(1-3) |
| 行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | 再掲(2-1) |
| ご遺体の適切処理 | 大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、平常時に使用している火葬場の火葬能力やご遺体の安置場所・搬送等が不足する事態が想定されることから、事業者等と連携して体制を整備する必要がある。 |

| | |
|--------------------------|--|
| し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 | 自然災害発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレを設置した場合に、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう関係機関や事業者等と連携する必要がある。 |
| 指定福祉避難所の確保 | 自然災害発生後に、一般避難所での生活が特に困難な要援護者を対象とした指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができる体制を整備する必要がある。 |
| 被災者の巡回健康・栄養相談等 | 自然災害発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、指定一般避難所、指定福祉避難所等において、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談、栄養・食生活指導、食中毒の予防、健康教育等の実施体制を確保する必要がある。 |
| 健康危機発生時における協力体制の強化 | 自然災害発生後に、感染症、食中毒等の健康危機事象が発生し、本市のみでは検査業務の実施が困難な場合に備え、関係機関との相互協力体制の確立・強化が必要である。 |
| 被災者の心のケア対策 | 自然災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSDの症状に襲われる恐れがあるため、こころの健康に関する相談体制を整備する必要がある。 |
| 避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進 | 避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化を推進する必要がある。 |
| 賃貸型応急仮設住宅の供与 | 災害救助法に基づき、大規模災害時に住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、市が民間賃貸住宅を借り上げる制度に関し、運用実施体制等を整備する必要がある。 |
| 建設型応急仮設住宅の供与 | 災害救助法に基づき、大規模災害時に住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、市が応急仮設住宅を新たに建設し提供する制度に関し、運用実施体制等を整備する必要がある。 |
| 被災住宅の応急修理 | 大規模災害時に、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施する制度に関し、運用実施体制等を整備する必要がある。 |
| 住宅関連情報の提供 | 大規模災害時に、応急仮設住宅、公的賃貸住宅及び住宅補修等、住宅が被災したことに係る情報を市民に周知する必要がある。 |
| 下水道施設の地震対策等 | 地震発生後に、被害が最小限となるよう下水道施設の耐震化を推進する必要がある。 下水施設改修時に避難所である小中学校等にマンホールトイレの整備についても検討する必要がある。 |

| | |
|-----------|--|
| 学校施設的环境整備 | 災害時に地域住民の避難所となる小中学校施設について、良好な避難生活を確保するため必要な施設整備に取り組む必要がある。 |
|-----------|--|

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-------------------------------|--|
| 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築 | 救援物資に関する備蓄方針に基づき、計画的に備蓄する必要がある。 |
| | 救援物資の不足に備え、必要物資を事前に備えるとともに、避難所までの物資配送が可能となる体制を整備する必要がある。 |
| 防災拠点の整備と広域避難地等の確保 | 再掲(1-2) |
| 緊急交通路等の確保 | 再掲(1-2) |
| 大規模火災(林野火災)発生時の体制確保 | 再掲(1-2) |
| 避難所の確保と運営体制の確立 | 再掲(2-3) |
| 避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 | 再掲(2-3) |
| 道路施設の長寿命化 | 再掲(2-1) |
| 道路橋梁の耐震化 | 再掲(2-1) |
| 道路の新設、改良、拡幅 | 再掲(2-1) |
| 迅速な道路啓開の実施 | 再掲(2-1) |
| 道路の無電柱化 | 再掲(2-2) |
| 災害応急体制の整備(上水道) | 大規模災害時に応急対応と早期復旧を図れるよう体制を構築する必要がある。 |
| | 災害により途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急給水等により水の提供を行う必要がある。 |
| 地域との連携による応急給水体制の整備 | 水道断水地域において、応急給水栓等の活用や地域住民による応急給水活動が実施できる体制を整備する必要がある。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新 | 自然災害による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、基幹管路等の耐震化や老朽管の解消及び経年劣化による脆弱な水道施設の更新をはじめ浄水処理施設等を計画的に整備する必要がある。 |
|---------------------------|---|

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|------------|---|
| 帰宅困難者の対策 | 交通機関途絶時において、大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できない恐れがあり、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者への対策が必要である。 |
| | 帰宅困難者が多数集中し、混乱が危惧される駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。 |
| 公共交通網の防災対策 | 公共交通の早期回復や代替手段の確保、一時退避場所の提供をはじめ、広域緊急交通路と交差する施設や橋梁他関連施設の耐震化を促進する。 |

2-6 大規模な自然災害と感染症や環境汚染との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|---------------------------|---|
| 行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | 再掲(2-1) |
| 災害時の医療救護活動 | 再掲(2-2) |
| 健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化 | 再掲(2-3) |
| 被災地域の感染症予防等の防疫活動及び環境汚染の防止 | 自然災害発生後に、被災地域における環境汚染の悪化防止や感染症の予防及び拡大を抑えるため、予防知識の啓発や感染症の発生状況の動向調査を行い、迅速かつ的確な防疫活動及び保健活動並びに公衆衛生の向上を図る必要がある。 |
| 新ごみ処理施設の整備推進 | マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を図り、災害時においても適正なごみ処理能力の維持、向上を図っておく必要がある。 |

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|--------------------------------|--|
| 地域防災計画の改定と運用 | 災害の発生や、そのおそれがある場合に住民の生命、身体及び財産を保護し、市域を保全するため、最新の知見や制度、体制の見直しに合わせ、地域防災計画を改定し運用する必要がある。 |
| 業務継続計画及び受援計画の運用 | 大規模自然災害発生時において実施すべき非常時優先業務（BCP）を選定し、災害直後から必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、業務継続マネジメントを推進することが必要である。 |
| | 迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する必要がある。 |
| | 人口減少問題をはじめとする人員確保の観点からも平素の効率的な行政運営を図っておく必要がある。 |
| 協定等による各団体等との連携強化 | 自治体間の相互応援体制を強化しつつも迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう民間事業者等とも防災協定を締結するなど、被災者支援に厚みのある活動を行う必要がある。 |
| 災害時の情報収集・共有 | 自然災害発生時に、災害対策本部と避難所との情報共有を図り、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に必要な情報を発信する必要がある。 |
| 災害時における職員の子どもの保育体制の確保 | 大規模災害時に職員が安心して災害対応業務に専念できるよう、職員の子どもの保育体制を確保する必要がある。 |
| 職員の防災意識の向上 | 「職員の防災に関する育成方針」に基づき、職員の防災意識の向上を図る必要がある。 |
| 災害対策本部のマニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化 | 災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、災害対策本部に係るマニュアルの整備や図上訓練、防災訓練、研修等を通じて、災害対応能力の向上を図る必要がある。 |
| 市有建築物の耐震化 | 再掲(1-1) |
| 行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | 再掲(2-1) |

| | |
|-------------------|---|
| 発災後の緊急時における財務処理体制 | 自然災害発生後、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する必要がある。 |
| 学校施設の安全対策 | 再掲(1-1) |

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない。

4-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|--------------------|--|
| 事業継続のための強化支援計画等の策定 | 小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、商工会議所と共同で事業継続のための強化支援計画等を検討する必要がある。 |
| 道路施設の長寿命化 | 再掲(2-1) |
| 道路橋梁の耐震化 | 再掲(2-1) |
| 道路の新設、改良、拡幅 | 再掲(2-1) |
| 迅速な道路啓開の実施 | 再掲(2-1) |

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-----------------|---|
| 事業所からの化学物質の流出防止 | 大規模自然災害時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気・水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、事業者による環境リスク低減対策が必要である。 |
| 産業廃棄物指導事業 | 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく処分期間内に、市域の事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実かつ適正な処理を実施する必要がある。 |
| 毒物劇物営業者における防災体制 | 大規模自然災害発生時に、貯蔵施設の破損等による周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守を徹底するよう働きかける必要がある。 |

4-3 食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への甚大な影響

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|----------------|---------|
| 事業継続力支援強化計画の策定 | 再掲(4-1) |
| 道路施設の長寿命化 | 再掲(2-1) |
| 道路橋梁の耐震化 | 再掲(2-1) |
| 道路の新設、改良、拡幅 | 再掲(2-1) |
| 迅速な道路啓開の実施 | 再掲(2-1) |

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃、多面的機能の低下

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|--------------|---|
| 治水対策 | 再掲(1-3) |
| 農業基盤の保全 | 農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。 |
| 被災農地等の早期復旧支援 | 農業経営や食料等の安定供給への影響を回避するため、被災した農地や農業用施設等を迅速に復旧できるよう支援する。 |
| 森林の保全 | 再掲(1-4) |

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-----------------------|---|
| 防災行政無線等の運用・整備 | 屋外拡声子局により、市民に防災情報等を伝えるとともに、市民自らが情報を取得できるよう電話応答サービスや市ホームページ、公式 LINE など複数の手段を用いて情報提供を行う必要がある。 |
| 在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供 | 大規模自然災害発生時に、在住外国人や外国人旅行者の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取り組む必要がある。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | 再掲(2-1) |
| 避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 | 再掲(2-3) |
| 災害時の情報収集・共有 | 再掲(3-1) |
| 災害時の市民への広報対策 | 大規模自然災害発生後に、市民が必要とする防災情報を伝えるため、ホームページや報道機関への情報提供などを通して、正しい情報を迅速に発信することが必要である。 |
| 在住外国人への生活情報の提供 | 災害時に必要とされる各種情報について、在住外国人が戸惑うことなく行動できるよう充実を図る必要がある。 |
| 高機能消防指令システムの更新 | 緊急通報受信体制の維持、指令業務共同運用構成市町間の相互応援体制迅速化、大規模災害時の対応力強化を図るため、デジタル等新技术を活用した高機能消防指令システムへ更新するとともに、災害時でも強靱で持続運用可能なシステムを構築する必要がある。 |
| 消防救急デジタル無線システム及び機器の計画的な更新 | 本部が構築している消防救急デジタル無線システムを活用し、消防本部、災害現場、出動隊間における確実な情報伝達体制を確保する。そのためには、システム及び機器を計画的に更新し、適切に維持管理しなければならない。 |

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や、都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-------------------|--|
| ライフライン事業者等との連携確保等 | 大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、電力、ガス、石油等はじめとするライフラインに関わる事業者との連携に努める必要がある。 |
| 防災拠点の整備と広域避難地等の確保 | 再掲(1-2) |
| 長期湛水の早期解消 | 再掲(1-3) |
| 治水対策 | 再掲(1-3) |
| 道路の無電柱化 | 再掲(2-2) |

| | |
|--------|---------|
| 土砂災害対策 | 再掲(1-4) |
|--------|---------|

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|---------------------------|--|
| 下水道BCPの運用 | 災害時にも下水道機能の維持または早期回復を図るため、下水道BCPを策定し運用する必要がある。 |
| 下水道施設の老朽化対策 | 再掲(1-3) |
| 下水道施設の地震対策等 | 再掲(2-3) |
| 浄水場浄水処理事業 | 用水供給が停止したときにも、適切な施設の維持・管理を行う必要がある。 |
| 水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新 | 再掲(2-4) |

5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|------------------------------|---|
| 市有建築物のブロック塀撤去等の安全性確保の促進 | 再掲(1-1) |
| 公共交通網の防災対策 | 再掲(2-5) |
| 民間住宅・建築物の耐震化の促進 | 再掲(1-1) |
| 沿道建築物の耐震化 | 再掲(1-1) |
| 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備 | 都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路や市内の交通ネットワークの利便性を高めるため、幹線道路等の整備を促進する必要がある。 |
| 道路施設の長寿命化 | 再掲(2-1) |
| 道路橋梁の耐震化 | 再掲(2-1) |
| 道路の新設、改良、拡幅 | 再掲(2-1) |
| 迅速な道路啓開の実施 | 再掲(2-1) |
| 道路の無電柱化 | 再掲(2-2) |
| 森林の保全 | 再掲(1-4) |

| | |
|---------------------------|---------|
| 水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新 | 再掲(2-4) |
|---------------------------|---------|

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|---------------------|--|
| 震災後の復興都市づくりにおける人材育成 | 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興都市づくりにおける人材育成や地域との協力体制を整える必要がある。 |

6-2 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|------------|---|
| 被災者支援体制の整備 | 大規模災害時に、被災者に対し迅速な支援ができるよう被災者支援センターの立ち上げや、被災者支援体制の充実と災害ケースマネジメントに係るアウトリーチの体制を整える必要がある。 |
| 市民防災組織の育成 | 再掲(1-1) |
| 家屋被害認定士の育成 | 家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務において、十分な知識と技術をもって対応できる者を育成する必要がある。 |
| 災害ボランティア対策 | 災害発生時に必要に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、円滑にボランティアの受入れ及び派遣を行えるよう体制整備を図る必要がある。 |

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|------------|--|
| 災害廃棄物の適正処理 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、他市と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。 |

| | |
|-----------|--|
| | る。 |
| 生活ごみの適正処理 | 被災地域の衛生状態を維持するため、生活ごみの処理が適正に行われるよう、事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、関係機関との支援体制を確立する必要がある。 |

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|-------------------|---|
| 防災拠点の整備と広域避難地等の確保 | 再掲(1-2) |
| 災害時民間賃貸住宅借上の検討 | 再掲(2-3) |
| みなし仮設住宅制度 | 再掲(2-3) |
| 被災住宅の応急修理 | 再掲(2-3) |
| 住宅関連情報の提供 | 再掲(2-3) |
| 地籍調査(都市部・山林) | 大規模自然災害時に、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明になると、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、地籍調査を推進する必要がある。 |

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|--------------------|---|
| 避難所の確保と運営体制の確立 | 再掲(2-3) |
| 被災者の生活再建のための措置 | 再掲(2-3) |
| 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失を回避するため、文化財の防災対策を文化財の所有者・管理者に実施するよう働きかける必要がある。 |

| | |
|--------------------|---|
| | 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や、避難誘導、消火などを遅滞なく行うための訓練等を実施するよう働きかける必要がある。 |
| 地域との連携による応急給水体制の整備 | 再掲(2-4) |

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

| 推進方針 | 脆弱性の評価 |
|--------------------|---------|
| 事業継続のための強化支援計画の策定等 | 再掲(4-1) |

第6章 具体的な取組の方針

第5章で示した25項目の本市における「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、「宝塚市地域防災計画／R6」に掲げる「災害予防計画」に基づく対応方針に重ねた現在の具体的な取組方針は以下のとおりとなっています。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

| |
|--|
| <p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p> |
| <p>〈施策の方針〉</p> <p>(建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅、市有建築物及び多数利用建築物等の耐震化を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市整備部】【各施設所管課】○ 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進する。【都市整備部】○ 水道施設の耐震化【上下水道局】 |
| <p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p> |
| <p>〈施策の方針〉</p> <p>(燃えにくい市街地の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 延焼遮断機能の強化をはじめ「防災ブロック化」の推進、市街地を整備する。【都市整備部】【都市安全部】○ まちの「防災ブロック化」の推進を図る。【都市安全部】【都市整備部】【各施設所管部】○ 市街地の整備を推進していく。【都市安全部】【都市整備部】【都市再生機構】○ 消防水利の維持管理及び整備【消防本部】【上下水道局】 <p>(オープンスペースの確保)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市公園の整備を図る。【都市安全部】○ 空地の集積・連担化の推進を図る。【都市安全部】【関係部】○ 農地・緑地の保全を図る。【都市安全部】【都市整備部】【関係部】【産業文化部】 <p>(大規模火災時における消防体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市における消防体制の整備・充実を図る。【消防本部】【健康福祉部】○ 地域としての地域防災力の向上を図る。【消防本部】○ 近隣市町、県、警察及び自衛隊との連携を強化する。【都市安全部】【消防本部】 <p>(地域・組織の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】○ 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】○ 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】 |
| <p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> |

1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

〈施策の方針〉

(総合的治水対策の推進)

- 河川改善整備・雨水施設の整備等による流域全体の排水能力の向上を図る。【都市安全部】【上下水道局】
- 雨水流出抑制施策（流域調整池の設置、雨水の一時貯留施設・雨水浸透柵の設置、その他雨水利用等、地域としての保水・遊水機能の維持・増大の推進）の推進を図る。【上下水道局】【各施設所管部】
- 水防体制の充実・強化を図る。【都市安全部】【消防本部】
- 森林整備の促進を図る。【都市安全部】【産業文化部】【関係部】

(土砂災害対策)

- 土地利用の適正化の指導を進めていく。【都市安全部】
- 斜面崩壊防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 山地災害・土石流など防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 土砂災害対策の充実を図る。【都市安全部】
- 警戒・安全避難意識の醸成していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

〈施策の方針〉

(土砂災害対策)

- 土地利用の適正化の指導を進めていく。【都市安全部】【都市整備部】
- 斜面崩壊防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 山地災害・土石流など防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 土砂災害対策の充実を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市安全部】【都市整備部】
- 防災マップ作成や警戒・安全避難意識の醸成をしていく。【都市安全部】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈施策の方針〉

(災害時における救助体制の整備・強化)

- 市における救助・救急体制の整備・充実を図る。【消防本部】【健康福祉部】
 - 消防活動時における通信施設の整備・強化を図る。【消防本部】
 - 県及び他都市消防応援隊との情報伝達体制を確保する。【消防本部】
 - 地域としての地域防災力の向上を図る。【消防本部】
 - 近隣市町、県、警察及び自衛隊との連携を強化する。【都市安全部】【消防本部】
- (地域・組織の充実・強化)
- 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】
 - 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】
 - 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】
 - 地域における相互協力体制を確立させていく。【消防本部】【市民交流部】【健康福祉部】
 - 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

〈施策の方針〉

(災害時医療救護体制の整備・強化)

- 市内初動医療救護体制の整備・充実を図る。【市立病院】【健康福祉部】【消防本部】
 - 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保をする。【消防本部】【市立病院】
 - 重傷者搬送体制の整備・充実を図る。【消防本部】
 - 医薬品・医療資器材を確保する。【健康福祉部】【消防本部】【子ども未来部】
 - 健康対策の推進とこころのケア対策の環境整備を図る。【健康福祉部】
- (交通施設、沿道建築物の耐震化)
- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進する。【都市整備部】
 - 緊急活動用道路の指定・整備を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- (道路・橋梁の整備)
- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
 - 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
 - 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

〈施策の方針〉

(地域・組織の充実・強化)

- 地域における相互協力体制を確立させていく。【市民交流部】【健康福祉部】
- 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】

(公衆衛生対策等実施体制の整備・強化)

- 大規模災害時における作業実施計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制を確立する。【環境部】

(ごみ・がれき処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定をする。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 有害ごみ・危険ごみの分別の事前広報の徹底を図る。【環境部】

(し尿処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した収集・処理計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 仮設便所等資機材を確保する。【環境部】【都市安全部】【各施設所管部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-4) 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〈施策の方針〉

(備蓄及び緊急調達体制の整備・強化)

- 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進を図る。【都市安全部】
- 緊急調達体制の整備・強化を図る。【都市安全部】

(応急給水体制の整備・強化)

- 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。【都市安全部】【健康福祉部】【上下水道局】
- 相互応援・協力体制を確立する。【都市安全部】【上下水道局】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【上下水道局】

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【上下水道局】【関西電力(株)】
【NTT西日本(株)】【大阪ガス(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【LPガス販売事業者】
【NTT西日本(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】

(道路・橋梁の整備)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】

- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

〈施策の方針〉

(帰宅困難者の支援体制の整備推進)

- 帰宅困難者を支援するための体制の整備を推進していく。【都市安全部】【産業文化部】【観光施設】【民間事業所等】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-6) 大規模な自然災害と疫病・感染症等の同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

〈施策の方針〉

(公衆衛生対策等実施体制の整備・強化)

- 大規模災害時における計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制を確立する。【環境部】

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-1) 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

〈施策の方針〉

(市における応急活動体制の整備・強化)

- 迅速な初動体制確立のための環境を整備していく。【企画経営部】【都市安全部】【消防本部】【市立病院】
 - 防災拠点機能を整備していく。【企画経営部】【総務部】【都市安全部】【上下水道局】【消防本部】
- (市有建築物の耐震化)
- 市有建築物の耐震化を促進していくために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市整備部】【各施設所管部】

4 経済活動を機能不全に陥らせない。

| |
|--|
| <p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>4-1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> |
| <p>〈施策の方針〉</p> <p>(緊急輸送の環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を図る。【都市安全部】【都市整備部】○ 緊急活動用道路の指定・整備を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】○ 広域的救援物資集配拠点施設の指定・整備を図る。【都市安全部】【各施設所管部】○ 関係機関との連携強化を図る。【都市安全部】○ 民間団体・市内事業所等との応援体制の整備を図る。【都市安全部】 <p>(航空輸送の環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 臨時ヘリポートの指定・整備を図る。【都市安全部】○ 関係機関との連携強化を図る。【都市安全部】 <p>(道路・橋梁の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】○ 道路の整備推進を図る。【都市安全部】○ 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】 |
| <p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>4-2) 有害物質の大規模拡散・流出</p> |
| <p>〈施策の方針〉</p> <p>(有害物質対策)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導の推進を図る。【消防本部】【環境部】○ 自主防災体制の確立等の指導の推進を図る。【消防本部】○ 危険防除のための消防力等の強化を図る。【消防本部】○ 保安教育の強化並びに防災意識の向上を図る。【消防本部】 |
| <p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>4-3) 食糧等の安定供給の停滞</p> |
| <p>〈施策の方針〉</p> <p>(備蓄及び緊急調達体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進を図る。【都市安全部】○ 緊急調達体制の整備・強化を図る。【都市安全部】○ 備蓄倉庫の整備【都市安全部】 <p>(道路・橋梁の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】 |

- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-4) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

〈施策の方針〉

(オープンスペースの確保)

- 農地・緑地の保全を図る。【産業文化部】【都市安全部】【都市整備部】【関係部】
(総合的治水対策の推進)
- 森林整備の促進を図る。【都市安全部】【産業文化部】【関係部】

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈施策の方針〉

(情報伝達体制の整備・強化)

- 避難情報伝達体制を確保していく。【都市安全部】【健康福祉部】
- 市における情報ソフト環境の整備を図る。【消防本部】
(ライフライン施設)
- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【関西電力(株)】【NTT西日本(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【NTT西日本(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】
(情報の収集・伝達体制の整備強化)
- 市における通信・連絡手段の多ルート化を図る。【都市安全部】
- 市における情報ソフト環境の整備を図る。【都市安全部】【消防本部】
- 関係機関等との連携強化を図る。【都市安全部】【消防本部】【健康福祉部】【市立病院】
- 市民・事業所・民間団体等との協力体制づくりを推進していく。【都市安全部】【市民交流部】
(災害時の広報体制の整備・強化)
- 広報用資機材等の整備を図る。【総務部】【企画経営部】【都市安全部】
- 市における広報ソフト環境の整備を図る。【健康福祉部】【企画経営部】【都市安全部】

- 非常時における広報機能の整備を推進していく。【都市安全部】
- 民間との災害時広報活動協力体制の確立を図る。【企画経営部】【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-2) 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【関西電力(株)】【NTT西日本(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【NTT西日本(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-3) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(応急給水体制の整備・強化)

- 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。【都市安全部】【健康福祉部】【上下水道局】
- 相互応援・協力体制を確立する。【都市安全部】【上下水道局】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【上下水道局】

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【上下水道局】

(し尿処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した収集・処理計画を策定する。【環境部】
 - 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
 - 仮設便所等資機材を確保する必要がある。【環境部】【都市安全部】【各施設所管部】
- (調査・研究の充実)
- 地下水汚染防止対策に関する調査・研究の推進を図る。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-4) 陸上交通ネットワークや都市ガス供給、石油、LPガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(道路・橋梁の整備・強化)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

(鉄道施設)

- 鉄道施設自体の耐震性の強化を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 職員・利用者の安全確保を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 鉄道事故災害予防のためのハード環境整備を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
(道路輸送の環境整備)
- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を図る。【都市整備部】
(臨時ハリポートの指定・整備)
- 臨時ハリポートの確保と整備推進

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

〈施策の方針〉

(人材の育成・確保)

- 阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、防災・減災復興政策や防災政策に関する研究を推進し、貢献できる人材の育成を図る。【都市安全部】【総務部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-2) 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

〈施策の方針〉

(民間事業者等との連携)

- ボランティア活動支援体制の整備を図る【子ども未来部】【健康福祉部】
- 民間事業者等との災害時協定の充実を図る【都市安全部】
- 専門家との応援・協力体制の構築を図る【都市安全部】【都市整備部】【健康福祉部】
- 受援計画の充実を図る【総務部】【上下水道局】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方針〉

(ごみ・がれき処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定をする。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 有害ごみ・危険ごみの分別の事前広報の徹底を図る。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方針〉

(オープンスペース・空き家・賃貸住宅の確保)

- 都市公園の整備を図る。【都市安全部】
- 空地の集積・連担化の推進を図る。【都市安全部】【関係部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域のコミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈施策の方針〉

(地域・組織の充実強化)

- 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】
 - 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】
 - 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】
 - 地域における相互協力体制を確立させていく。【消防本部】【市民交流部】【健康福祉部】
 - 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】
 - 地区防災拠点の整備【都市安全部】【各所幹部】
- (個人の防災行動力の向上)
- 防災知識の普及を図る。【都市安全部】【企画経営部】【消防本部】【健康福祉部】【子ども未来部】【産業文化部】【教育委員会】【各所管部】
 - 防災リーダーの確保を図る。【消防本部】【都市安全部】
- (各地区における地区防災計画の推進)
- 各地区の特性を踏まえた自主的・自律的な「地区防災計画」の作成の促進を図る。【都市安全部】
- (災害時における教育対策の環境整備)
- 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定を図る。【教育委員会】
 - 災害時を想定したカリキュラムの策定を図る。【教育委員会】
 - P T A等関係者との協力計画の策定を図る。【教育委員会】
 - 児童生徒へのこころのケアに関する研究の推進を図る。【教育委員会】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

〈施策の方針〉

(早期の復旧・復興)

- 風評被害に対する影響軽減のためのマニュアル策定を図る【企画経営部】
- 災害復興計画の策定を図る【企画経営部】【都市整備部】
- 商工業・観光施設の被害調査・復旧支援計画の策定を図る【産業文化部】

第7章 計画の推進と進捗管理について

第1節 計画の推進

本計画は、方針に従って、いかなる大規模自然災害等が発生しても人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための計画であり、その取組は庁内の広範な各課の所掌事務にまたがります。

したがって、本計画の推進に当たっては全部局横断的な体制のもと、国や関係機関、市民防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めなければなりません。6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして25項目の「リスクシナリオ」を総合計画のなかでもモニタリングをする必要があります。

第2節 総合計画の施策分野との相関（マトリクス）

基本法及び基本計画に加え、国が掲げる実施中期計画の考え方を踏まえ、フェーズフリー（平常時と非常時のどちらの状況にも関連する）での取組、一体的かつ横断的な取組を推進するうえで、画一的な視点に囚われず、総合計画の施策毎の要素に大まかに当てはめ、平時の取組から派生する強靱化計画の一体的な取組を考察し、横断的な防災・減災対策を視野に平時の施策のなかでの取組を強化する必要があります。

【相関表】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

| | | 総合計画での施策分野 | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|--|---|---|--|--|---|
| | | A 都市経営 | B 安全都市基盤 | C 健康福祉 | D 子ども・教育 | E 環境 | F 観光・産業・文化 |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | | ① 市民自治・協働 ② 人権・男女共同参画 ③ 開かれた市政 ④ 情報化 ⑤ 行財政経営 | ① 危機管理・防災・消防 ② 防犯・交通安全 ③ 消費生活 ④ 土地利用 ⑤ 住宅・住環境 ⑥ 道路・交通 ⑦ 河川・水辺空間 ⑧ 上下水道 | ① 健康・医療 ② 地域福祉 ③ 高齢者福祉 ④ 障害(がい)者福祉 ⑤ 社会保障 | ① 児童福祉・青少年育成 ② 学校教育 ③ 社会教育 | ① 都市景観 ② 緑化・公園 ③ 環境保全 ④ 循環型社会 ⑤ 環境衛生 | ① 観光 ② 商工業 ③ 農業 ④ 雇用・労働環境 ⑤ 文化・国際交流 |
| | 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数 | ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 | ○市有建築物の耐震化 ○液状化マップの周知・啓発 ○液状化対策工法の実施促進 | ○避難行動要支援者の支援充実 ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ○救急救命士の養 | ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校施設の安全対策 ○学校における安 | ○民間住宅・建築物の耐震化及びブ ロック塀等撤去の促進 ○空家等対策計画 ○公園の適正な維 | |

| | | | | | | | |
|-----|----------------------------------|---|--|--|---|--|--|
| | が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 | | <ul style="list-style-type: none"> ○被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 ○大規模盛土造成地の規制とマップ等による周知・啓発 ○沿道建築物耐震化事業 ○市町村消防の広域化連携 ○消防団の活性化・機能強化 | 成・能力向上 | 全教育・防災教育の充実 | 持管理 | |
| 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備と避難地等の指定 ○緊急交通路等の確保 ○防火地域等の指定維持 ○市有建築物の耐震化 ○市町村消防の広域化連携 ○消防水利の確保対策 ○消防団の活性化・機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ○救急救命士の養成・能力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校における安全教育・防災教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○平時の環境保全を基本に大規模火災(林野火災)時の体制確保 ○空家等対策計画 ○公園整備事業 | |
| 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期湛水の早期解消に向けた対策 ○風水害・土砂災害に関する確かな避難情報の判断・伝達 ○治水対策 ○広域避難体制の | <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の避難体制の確保 ○避難行動要支援者支援の充実 ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校における安全教育・防災教育の充実 | | |

| | | | | | | | |
|-----|---------------------------------------|---|--|--|---|--------|--|
| | 水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生 | | <p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居住の誘導 ○豪雨時の冠水対策 ○下水道施設老朽化対策事業 ○水防対策（地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策） ○ため池の防災・減災対策 ○排水機場老朽化対策事業 ○雨量情報の管理 | | | | |
| 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達 ○居住の誘導 ○土砂災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の避難体制の確保 ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校における安全教育・防災教育の充実 | ○森林の保全 | |
| 2-1 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備と避難地等の確保 ○緊急交通路等の確保 ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改 | ○救急救命士の養成・能力向上 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|--|--|--|----------|--|
| | 的不足 | | <p>良、拡幅</p> <p>○迅速な道路啓開の実施</p> <p>○水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)</p> <p>○消防庁舎の非常用発電設備整備</p> <p>○市町村消防の広域化連携</p> <p>○緊急消防援助隊の受入体制の強化</p> <p>○救出救助活動体制の充実強化</p> <p>○消防車両等(緊急消防援助隊設備)の更新</p> <p>○消防団の活性化・機能強化</p> | | | | |
| 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | <p>○防災拠点の整備と広域避難地等の確保</p> <p>○緊急交通路等の確保</p> <p>○道路施設長寿命化</p> <p>○道路橋梁の耐震化</p> <p>○道路の新設、改良、拡幅</p> <p>○迅速な道路啓開の実施</p> | <p>○医療体制の整備</p> <p>○医薬品等の確保及び供給体制整備</p> <p>○災害時の医療救護活動</p> <p>○救急救命士の養成・能力向上</p> | | ○道路の無電柱化 | |

| | | | | | | | |
|-----|---|---|--|--|------------|--|---------------------|
| | | | | | | | |
| 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 | ○避難所の確保と運営体制の確立 ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | ○避難所外避難者等への支援 ○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 ○広域避難体制の整備 ○災害時民間賃貸住宅の借上 ○みなし仮設住宅制度 ○被災住宅の応急修理 ○住宅関連情報の提供 ○下水道施設の地震対策等 | ○指定福祉避難所の確保 ○被災者の巡回健康・栄養相談等による健康管理 ○健康危機発生時における協力体制の強化 ○被災者の心のケア対策 ○避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進 | ○学校施設の環境整備 | ○家庭動物及び愛護動物の救援 ○ご遺体の適切処理 ○し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 | |
| 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | | ○防災拠点の整備と避難地等の確保 ○緊急交通路等の確保 ○避難所の確保と運営体制の確立 ○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 | | | ○道路の無電柱化 | ○食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築 |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|---|--|--|---|----------|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○迅速な道路啓開の実施 ○災害応急体制の整備(上下水道) ○地域との連携による応急給水体制の整備 ○水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設等の計画的な更新整備 | | | | |
| 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 | | ○公共交通網の防災対策 | | | | ○帰宅困難者対策 |
| 2-6 | 大規模な自然災害と感染症や環境汚染との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下 | ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 | | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の医療救護活動 ○健康危機発生時における協力体制の強化 | | <ul style="list-style-type: none"> ○被災地域の感染症予防等の防疫活動及び環境汚染の防止 ○新ごみ処理施設の整備推進 | |
| 3-1 | 市の職員、施設等の被災による機能 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画及び受援計画の運用 ○協定等による各団体との連携強化 ○職員の防災意識 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の改定と運用 ○災害時の情報収集・共有 ○災害対策本部の | | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における職員の子どもの保育体制の確保 ○学校施設の安全対策 | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|--|--|--|---------------------|
| | の大幅な低下 | の向上 ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 ○発災後の緊急時における財務処理体制 | マニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化 ○市有建築物の耐震化 | | | | |
| 4-1 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への大きな影響 | | ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 ○迅速な道路啓開の実施 | | | | ○事業継続のための強化支援計画等の策定 |
| 4-2 | 有害物質等の大規模拡散・流出 | | | | | ○事業所からの化学物質の流出防止 ○産業廃棄物指導事業 ○毒物劇物営業者における防災体制 | |
| 4-3 | 食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への大きな影 | | ○道路施設の長寿命化 ○迅速な道路啓開の実施 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 ○迅速な道路啓開の実施 | | | | ○事業継続力支援強化計画の策定 |

| | | | | | | | |
|-----|---|---------------------------------------|---|--|--|--------|---|
| | 響 | | | | | | |
| 4-4 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃、多面的機能の低下 | | | | | ○森林の保全 | ○農業基盤の保全 ○被災農地等の早期復旧支援 |
| 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動 | ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 ○災害時の市民への広報対策 | ○防災行政無線等の運用・整備 ○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 ○災害時の情報収集・共有 ○高機能消防指令システムの更新 ○消防救急デジタル無線システム及び機器の計画的な更新 | | | | ○在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供 ○在住外国人への生活情報の提供 |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|--|--|--|--|--|
| | や 救 助・支援 が遅れ る事態 | | | | | | |
| 5-2 | 電力供 給ネッ トワー ク(発電 所、送 配電設 備)や、 都市ガ ス供給、 石油・LP ガス等 の燃料 供給施 設等の 長期間 にわた る機能 の停止 | | ○防災拠点の整備 と広域避難地等の 確保 ○長期湛水の早期 解消 ○治水対策 ○土砂災害対策 | | | ○ライフライン事 業者等との連携確 保等 ○道路の無電柱化 | |
| 5-3 | 上下水 道施設 の長期 間にわ たる機 能停止 | | ○下水道BCPの 運用 ○下水道施設の老 朽化対策 ○下水道施設の地 震対策等 ○浄水場浄水処理 事業 ○水道施設の耐震 化や浄水施設・貯 水施設の計画的な 更新 | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|--|----------------------------|--|---|--|
| 5-4 | 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | | <ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 ○迅速な道路啓開の実施 ○水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備 ○道路の無電柱化 ○森林の保全 | |
| 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○震災後の復興都市づくりにおける人材育成 ○市民防災組織の育成 | | | | | |
| 6-2 | 被災者支援の遅れや、災害対 | ○市民防災組織の育成 | ○家屋被害認定士の養成 | ○被災者支援体制の整備 ○災害ボランティア対策 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|-------------------------|--|--|-----------------------------------|--|
| | <p>応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p> | | | | | | |
| 6-3 | <p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> | | | | | <p>○災害廃棄物の適正処理 ○生活ごみの適正処理</p> | |
| 6-4 | <p>事業用地の確</p> | | <p>○防災拠点の整備と広域避難地等の</p> | | | <p>○地籍調査(都市部・山林)</p> | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|--|-------------|--|--|--|
| | 保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 | | 確保 ○民間賃貸住宅借上の検討 ○みなし仮設住宅制度 ○被災住宅の応急修理 ○住宅関連情報の提供 | | | | |
| 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | | ○避難所の確保と運営体制の確立 ○地域との連携による応急給水事業 | ○被災者支援体制の整備 | | | ○文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ○事業継続力強化支援計画の策定 |

第3節 計画の進捗管理（別表）

本計画を総合的・計画的に推進するため、具体的な方針から、強靱化を推進する主な事業を取り纏め、別途、進行管理計画を作成します。進行管理計画では、リスクシナリオ毎に、原則、KPI(重要業績指標)が設定できる施策についてはKPIにて目標管理し、各プログラムの達成度や進捗の把握に努めながら、各取組の進捗管理等を定期的に把握・検証するなどPDCAサイクルにて推進します。

また、社会経済情勢等の変化に対応するため、各取組内容の変更や新たに取り組むべき事業が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

※これにより、これまでの地域防災計画に係る進行管理計画は廃止します。

第8章 地域強靱化に向けた交付金・補助金の活用

第5章、第6章で示した25項目のリスクシナリオを回避する取組を推進するため、内閣府防災の大規模災害対策支援補助金制度をはじめ、「地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニューリスト」（内閣官房国土強靱化推進室 作成）を参照し、各部局における事業計画の立案や財源確保を見据え、交付金・補助金の積極的な活用の検討が必要です。メニューリストにおける構成は以下の通りとなり、個別具体的な内容については参考資料のとおりです。

また、国、県においても地震防災緊急事業5箇年計画により予算の確保を行っているため、国の負担金や補助金の情報はしっかりキャッチしなければなりません。

○地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニュー構成

- (1) 防災施設を整備したい
- (2) 避難所・避難路等を整備したい
- (3) 災害対応力を強化したい
- (4) 交通ネットワークを強靱化したい
- (5) 生活空間を強靱化したい
- (6) 文化財を強靱化したい
- (7) 長寿命化を図りたい
- (8) 上下水道等を強靱化したい

参考（URL） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

宝塚市地域強靱化計画

編集:総合防災課(0797-77-2078)

令和2年(2020年)3月 策定

令和3年(2021年)2月 改訂

令和4年(2022年)3月 改訂

令和5年(2023年)3月 改訂

令和6年(2024年)1月 改訂

令和8年(2026年)